

御所実業高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁)を踏まえ、策定された「奈良県部活動の在り方に関する方針」に基づき定める。

自ら学ぶ力、挑戦する力、豊かな人間性と社会性を育成することを目的とする。

運動部活動においては、生涯にわたり心身の健康を保持し、豊かなスポーツライフを実現するための能力を培う。さらにアスリートとして全国的に活躍できる人材の育成を目指す。

文化部活動では、芸術文化等の活動に親しませ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな感性と創造力の涵養を目指す。

2. 指導・運営に係る体制整備

(1)指導・運営に係る体制の構築

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えとともに、外部指導者等の活用状況を踏まえながら、教職員の指導力の向上、長時間勤務の解消に向け部活動が円滑に実施できるように取り組む。

(2)活動計画等の作成及び公表

ア. 顧問は、本活動方針に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。

イ. 年度当初に各部の活動計画等を学校のホームページ等により公表する。

3. 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

ア. 部活動の実施にあたっては『運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)』、

『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁)』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

イ. 顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、必要に応じて、外部の専門的な指導者等の助言をもとに効率的な活動を推進する。

(2)部活動用指導手引きの活用

運動部顧問は中央競技団体が作成する指導手引きを活用し、文化部顧問は文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成する指導手引きを活用して適切に指導を行う。

4. 適切な休養日等の設定

(1)休養日

ア. 学期中

原則週当たり平日1日以上及び休日1日の休養日を設定するよう努める。大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保するよう努める。

イ. 長期休業中

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように、ある程度の長期の休養期間を設ける。

(2)活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では原則2時間程度、休業日(学期中の土・日曜日を含む)では原則3時間程度を目安に練習を計画する。

ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する必要があることから、各部活動毎の特性を踏まえ、学校や地域の状況、生徒の発達段階、生徒のニーズ等に応じ、校長の許可を得て活動時間を設定することもできる。

その際は、生徒・保護者へ十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効果的・効果的な活動となるよう計画を立てること。

5. 学校単位で参加する大会等

(1)高等学校体育連盟(高等学校野球連盟)、高等学校文化連盟が主催、共催、後援する大会。

(2)本活動方針の趣旨に則り精査した大会等。